

議事要旨(2) FASB及びEFRAGの開示フレームワーク意見募集へのコメント対応について

冒頭、加藤副委員長より、FASBのディスカッション・ペーパー「開示フレームワーク」に対するコメント案を作成したので審議を行いたい旨の説明がなされ、紙谷シニア・プロジェクト・マネージャーより説明資料[審議事項(2)]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な発言と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次のようなコメントがあった。
 - 説明資料によると、リスクに関する情報及びリスクに関連する対応方針がそれぞれ財務諸表注記及び MD&A に記載されることを前提にしているようであるが、それらが一箇所に記載されていれば、または、財務諸表注記から MD&A へのクロスリファレンスがあれば、財務諸表利用者にとってはより利便性が高いのではないか。ディスカッション・ペーパーへのコメントの中に、財務諸表注記から MD&A へのクロスリファレンスを希望する財務諸表利用者がいるということを記載できないか。
これに対して、事務局より、監査可能性の課題がある旨、また、リスクに関連する対応方針については財務諸表注記外に記載するという整理にしたが、他の委員の意見を含めてさらに検討する旨の回答がなされた。
 - 財務諸表注記に書くか、または、MD&A に書くかをどのように線引きするかの要因としては2つ考えられる。1つは、数値かどうかという視点。数値であれば、財務諸表及び注記に書いてほしい。もう1つは、監査された情報かどうかという視点。ゴーイング・コンサーン情報は監査対象であるほうが安心感がある。
 - 財務諸表の様式について、表や相互参照は有用であると考えているので、コメントに織り込んでいただきたい。
- ある委員より、次のようなコメントがあった。
 - 現状、開示すべき項目の数が多いという課題と開示内容が詳細すぎるという課題に対しては、開示においてある程度幅を持たせた運用を認めてもらうということが重要である点、期中財務諸表にベースライン評価だけではない軸を導入することが重要である点の2点を強調して FASB へコメントを提出していただきたい。
- ある委員より、次のようなコメントがあった。
 - ディスカッション・ペーパーの提案では、現状の注記の分量が多いという問題点や投資家と作成者の疑問や懸念を必ずしも解決することにならないので、開示要求の設定においては注記の分量が多くならないようバランスを考慮することが必要と考える。
 - 期中財務報告に係る開示については、期中財務諸表の性格をどのように考えるかによ

って異なる。したがって、期中財務諸表の性格をどのように考えるかという点に触れずにコメントすることはできないのではないかと考える。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
 - 説明資料において、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連して見積り以外で測定された項目に係る推定による説明について、原則として含まれないが、一部の目的適合性が特に高い項目に限定して含まれるとされている。ここで限定的に含まれると考えられている企業結合の補足プロフォーマ情報は例外的なものであることから、原則として含まれないという整理でよいのではないかと考える。また、非認識後発事象について原則として開示対象に含まれるとされているが、翌期についての予告的な情報であるので、開示対象には含まれず、注記以外で開示されるべきであると考ええる。これに対して、事務局より、非認識後発事象及び企業結合の補足プロフォーマ情報を財務諸表注記に含めるべきかどうかについては、財務諸表注記に含めるという整理はしたものもののまだ検討中であり、今回の委員会でいただいた意見も考慮して継続して検討したいとの回答がなされた。
- ある委員より、次のようなコメントがあった。
 - 期中に企業結合が行われた場合には、財務諸表の本体の情報だけでは比較可能性が必ずしも確保されていない。その関係で、企業結合の補足プロフォーマ情報は、将来的なキャッシュ・フローの予測をするにあたっての比較情報として重要なため、注記情報の1つとして、比較可能性を確保する観点から開示対象に含める提案に賛成である。
 - 財務諸表本体で表示される資産、負債、資本については定義、認識に関する規定で境界は明確であるが、財務諸表注記は時とともに拡大してきており、また実務慣行に委ねられている面もあるため、境界があまり明確ではない。財務諸表の本体と同様、注記情報についても可能な限り境界を明確に定めるという視点から、リスクに関する対処計画等は、原則として財務諸表注記の範囲に含まれないといすることに賛成である。
 - 「ゴーイング・コンサーンとして存続する企業の能力に重大な疑義がある場合」について、会計の対象となるものなのか、対象とならない不確実性なのかという論点はあるが、米国でも SEC の取扱いで現状 MD&A 等で開示され、AICPA から FASB に検討することが提言されており、現在 FASB で検討していることを踏まえると、ゴーイング・コンサーン情報がどのように位置づけられるのか明確化してはどうかというコメントもあり得るのではないかと考える。これに対して、事務局から、ゴーイング・コンサーン情報は、財務諸表をどのような前提で作成するかの問題として例外的な取扱いをするかどうか現在検討しているところであるとの回答がなされた。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
 - 開示すべき項目の数が多いという課題については、複数の情報項目の階層を FASB が設定し、報告企業がどのレベルに当てはまるのかを判断するのは弾力的で現実的な案であるとする。企業結合の補足プロフォーマ情報を注記で開示するかどうかという問題について、企業結合の補足プロフォーマ情報を開示のどの階層に設定するかということで対処できないか。

最後に、加藤副委員長より、今日の議論を踏まえて、FASB のディスカッション・ペーパーへのコメント案を更新するので、次回の委員会では、コメント案の最終化に向けて審議していただきたいとのコメントがなされた。

以上